



「新聞をとってほしい」と突然若い男性が来訪した。玄関にビールや商品券などを並べて「契約したら、全部あげる」と言われた。断ったが帰ろうとせず、「1ヶ月だけなら」と承諾した。

ところが、新聞は翌月も配達された。販売店から「契約は6ヶ月になっている」と言われた。解約したい。

強引な新聞の勧誘にご注意！

ここが重要ベニ！！



●訪問販売でクーリング・オフ（無条件解約）できる期間は、契約書を受け取った日から8日間です。それを過ぎると、「〇月〇日～〇月〇日」などと期間が決まっている購読契約は、途中でやめることが難しいので、注意が必要です。

- サインする前に、契約書面に記載された期間など、契約内容をよく確認しましょう。長期の契約や、数年先からの契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう。
- 訪問販売では、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。必要がない場合には、はっきり断りましょう。
- 景品額は、景品表示法で上限が定められています。高額な景品は受け取らず、景品につられて契約しないようにしましょう。
- 困った時には、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日（月・祝休館） 9:00～17:00

<5月の休館日 5/1～7、13、20、27>

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン **188**